

茨城県立医療大学プロジェクト研究実施要領

平成18年 4月19日

改正 平成19年1月17日

改正 平成21年3月18日

改正 平成24年7月25日

改正 平成28年9月28日

改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の行うプロジェクト研究について、その円滑かつ効率的な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 プロジェクト研究とは、本学の理念・目標を基盤とし、保健・医療・福祉に関する学問的、社会的要請が強い分野で、複数の教員によって構成される研究チームで実施される研究をいい、プロジェクト研究費とは、プロジェクト研究を実施するに当たり、予算の範囲内で重点的に配分する研究費をいう。

(申請者)

第3条 プロジェクト研究の申請者は、本学の専任教員（教授、准教授、講師及び助教）で、当該年度を含む過去2年間に研究倫理研修会（E-ラーニングを含む）を受講及び当該年度に公的研究費コンプライアンス研修会を受講し、当該年度に公的外部資金の研究を実施する者又は当該年度実施予定の公的外部資金に応募を行った者とする。

(公募)

第4条 プロジェクト研究の研究課題は、学長が公募する。

2 公募は、当該年度の配分の枠、応募の手続き等を示した応募要領を学内に公表することによって行う。

(申請の手続き)

第5条 プロジェクト研究に申請しようとする者は、応募要領に定める研究計画の様式に必要事項を記入して学長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 学長は前条の申請があったときは、当該研究計画をプロジェクト研究企画・審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

2 審査会は、次の審査員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 事務局長
- (3) 副学長
- (4) 付属病院長

(5) 研究科長

(6) 研究・学術メディア委員会委員長

(7) 学識経験者その他学長が指名する者

3 審査会は、提出された研究計画を審査し、その結果を学長へ報告する。

4 学長は、審査会の結果を勘案し当該研究計画の実施を決定し、研究・学術メディア委員会を経て教授会へ報告する。

(研究チーム)

第7条 研究課題毎に研究チームを置く。

2 研究チームは、研究代表者および研究分担者で構成する。研究チームには必ずしも複数の所属区分の教員を含む必要はなく、研究課題の遂行に実質的に参加できる教員を持って研究チームを組織するものとする。

3 研究代表者は研究計画の遂行に関して全ての責任を持つ研究者であり、研究分担者は研究遂行責任を分担して研究活動を行う研究者である。

4 各研究チームの研究代表者及び研究分担者は、3つを超えて、他の研究チームの研究代表者及び研究分担者を兼ねることはできない。

(研究協力者)

第8条 第3条の規定にかかわらず、各研究チームの研究協力者は、本学の専任教員、兼任教員、本学附属病院に所属する医療職員及び本学非常勤嘱託職員である教員研究補助員（嘱託助手）とする。

2 研究の遂行のため必要と認められるときは、他の大学又は研究機関等の研究者を研究協力者として参加させることができる。

(進捗状況の報告)

第9条 研究チームは、毎年度末に研究の進捗状況を学長に報告するとともに、研究報告会において発表しなければならない。

2 学長は研究報告会において評価を行うものとする。

3 研究の成果が見込まれないと学長が認める時は、学長は研究チームへ勧告又は研究の中止等の処置をとることができる。

(研究結果の報告)

第10条 研究チームは、研究が終了したときは、その結果を学長に報告し、研究報告会において発表するとともに、研究報告書を刊行しなければならない。

2 各研究代表者及び研究分担者は、自らが筆頭者となって、学会誌相当以上の論文を投稿することとする。ただし、教授は論文指導者としての共著者でもよい。

(運営)

第11条 プロジェクト研究に係る審査、決定及び評価を除く運営は研究・学術メディア委員会が行う。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、学長が別に定める。

付 則

この要領は、平成18年4月19日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年7月25日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年9月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。